

三井住友トラストVISAカード法人会員規約 新旧対照表

2026年4月改定

項目	条項番号	現行	改定後	変更の説明
一般条項	第12条4.(11)	当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の（イ）から（ホ）に掲げる行為その他当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合	当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の（イ）から（ホ）に掲げる行為その他 <u>これらに準じる</u> 当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合	「その他」の後に「これらに準じる」を追加
	第12条5.	当社は、会員または使用者が前項第9号または第10号の事由に該当した場合、	当社は、会員または使用者が前項第9号、 <u>第10号</u> または <u>第11号</u> の事由に該当した場合、	第11号を追加
	第14条1.(5)	会員または使用者が第12条第4項第9号または第10号の事由に該当したことが判明した場合。	会員または使用者が第12条第4項第9号、 <u>第10号</u> または <u>第11号</u> の事由に該当したことが判明した場合。	第11号を追加
	第21条	会員の住所地、商品等の購入地および当社所在地を管轄する簡易裁判所・地方裁判所	会員の住所地、商品等の購入地および <u>当社の本社・各支店所在地</u> を管轄する簡易裁判所・地方裁判所	「当社所在地」を「当社の本社・各支店所在地」に変更
	文書末尾	(2025年10月改定)	(2026年4月改定)	規約の改定日を2025年10月から2026年4月に変更